

城下町高田リノベーションまちづくり事業支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領（以下「本要領」という。）は、上越市が発注する城下町高田リノベーションまちづくり事業支援業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補業者を選定する手続きを定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

城下町高田リノベーションまちづくり事業支援業務委託

(2) 業務内容

本業務の内容は次に掲げるものとし、詳細については、別添の「城下町高田リノベーションまちづくり事業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

ア 人材発掘イベント等開催支援

イ 報告書の作成

(3) 業務区域

高田市街地のうち、仕様書の別添「高田まちなか回遊マップ」の区域及びその周辺

本業務において企画提案を求めるテーマは、以下に示す2つの事項である。

課題テーマ1

市では、市民が主体となり、誰もが気軽に関わることができるリノベーションまちづくりのプラットフォームの形成を目指し、高田地区においてリノベーションまちづくりを推進している市民と協働による取組を行ってきた。

この取組に関するイベント等に参加した人や関心を持つ人と、今後、継続したつながり（コミュニティ）を構築していく上での課題を1つ抽出し、解決策を他都市の好事例（まちづくりの取組においてイベント参加者等と継続したつながりを構築する手法）を用いて具体的に提案すること。

課題テーマ2

企画提案者が過去に請け負った業務で、地域住民と連携して取り組んだ業務実績について、業務の概要、地域住民と連携した内容及び連携による成果を具体的に説明した上で、本業務の実施に反映できる点を提案すること。ただし、以下の業務は除く。

- ・平成30年度城下町高田リノベーションまちづくり事業支援業務委託
- ・令和元年度城下町高田リノベーションまちづくり事業支援業務委託

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（都市計画・地方計画）に登載されている者であること。

- (2) 上越市内に本社または営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本要領の公表日から契約締結日までのいずれの日においても、上越市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくはその他構成員の統制下にあるものでないこと及び暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

4 業務規模（支払限度額）

1,987,000円（消費税及び地方消費税10%込み）

5 スケジュール

項 目	日 程
募集開始	令和2年6月12日（金）市ホームページに掲載
質問受付	令和2年6月12日（金）から令和2年6月25日（木）まで
質問回答	令和2年6月30日（火）
参加申込書類の提出期限	令和2年7月1日（水）まで
企画提案書類の提出期限	令和2年7月14日（火）まで
審査結果の通知	令和2年7月下旬予定
受託候補者との協議、契約締結	令和2年7月下旬予定

6 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和2年6月12日（金）から令和2年6月25日（木）まで

イ 提出方法

質疑書（様式-1）に記入のうえ、上越市企画政策部企画政策課に電子データで提出すること。

データの送付先：kikaku@city.joetsu.lg.jp

ウ 質問のメールのタイトルは「【会社名】プロポーザル質問」とすること。

(2) 質問回答

ア 回答期日

令和2年6月30日（火）

- イ 回答方法
市ホームページに掲載する。

7 参加申込の手続き

- (1) 本要領、仕様書等の配布期間及び方法
 - ア 配布期間
令和2年6月12日（金）から令和2年7月14日（火）まで
 - イ 配布方法
市ホームページ（<http://www.city.joetsu.niigata.jp/>）からダウンロードすること。
- (2) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式－2）
 - イ 会社概要（様式－3）
 - ウ 業務実施体制書（様式－4）
 - エ 実務実績書（様式－5）
- (3) 提出先
上越市 企画政策部 企画政策課（上越市木田1－1－3）
- (4) 受付期間
令和2年6月12日（金）から令和2年7月1日（水）まで
受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く）
- (5) 提出方法
持参又は郵送（受付期間内必着で書留郵便に限る。）によるものとする。
- (6) 提出部数
1部
- (7) 提出様式
ターンクリップ（ダブルクリップ）で綴じること。

8 企画提案書類の提出期限等

「公募型プロポーザル参加申込書」の提出を行った者は、以下により企画提案書類を提出すること。

なお、企画提案書類の作成にあたっては、10の(1)に記載する評価項目及び評価基準を参考とすること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式－6）及び業務実施方針等（様式－6別添）
 - イ 課題テーマに対する企画提案（様式－7－1、様式－7－2）
 - ウ 見積書（様式任意）
- (2) 提出先
上越市 企画政策部 企画政策課（上越市木田1－1－3）
- (3) 受付期間
令和2年6月12日（金）から令和2年7月14日（火）まで

受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く）

(4) 提出方法

持参又は郵送（受付期間内必着で書留郵便に限る。）によるものとする。

(5) 提出部数

正本1部、副本6部、計7部

(6) 提出様式

上記の部数をそれぞれ1部ずつターンクリップ（ダブルクリップ）で綴じること。

9 留意事項

- (1) 企画提案者は、参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書類の提出後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書類は返却しない。
- (5) 提出書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出すること。

10 審査方法

- (1) 城下町高田リノベーションまちづくり事業支援業務委託受託候補者選定委員会の委員（以下「委員」という。）が、別に定める審査基準に基づき匿名方式により企画提案書類を審査する。
なお、企画提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

審査基準における評価項目及び評価基準は以下のとおり。

ア 業務実施方針等について

評価項目	評価の視点	
		評価基準
業務の実施方針 ・業務フロー・業務工程 (様式-6別添)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
		業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
	提案力	業務に関する知識、有益な代替案がある場合に優位に評価する。
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。

イ 課題テーマに対する企画提案について

評価項目	評価の視点		
	評価基準		
課題テーマに対する企画提案 (様式-7-1) (様式-7-2)	全体	実施方針と課題テーマ間の整合性	実施方針と課題テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。
	課題テーマ	的確性	必要なキーワード（着眼点、課題抽出、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
	実現性	提案内容に説得力があり、実現性が高い場合に優位に評価する。	
提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			

(参考) 本事業のこれまでの取組状況については、以下の情報を参考とすること。

- ・Kinaiya によるリノベーションの取組「Kinaiya プロジェクト」について

雁木のある町家やそこに住む人々が徐々に減っている城下町高田において、町家を再生し、活用を広めることで、街なかのにぎわいを取り戻そうとするプロジェクト。建築士、映画館支配人、民泊オーナーの3人を中心メンバーとし、平成30年10月に活動を開始した。これまでに、実際の空き町家で漆喰塗り等を行うDIYワークショップ「ミンナデ工務店」や空き家見学会、空き家で開く交流会「空き家 Bar」などを企画・開催し、取組に参加する仲間や空き家所有者、活用希望者とのつながりを構築しながら、取組を推進している。プロジェクトのSNSは以下のとおり。

Kinaiya プロジェクト

Facebook <https://www.facebook.com/kinaiyaproject/>

Instagram https://www.instagram.com/kinaiya_project/



Facebook



Instagram

- (2) 審査の結果、合計点が最上位の企画提案書類を提出した者を受託候補者として選定する。
- (3) 審査の結果、失格要件に該当すると判断された企画提案者、及び全委員の合計点の平均が100点満点中60点に達しない企画提案者については、順位付けから除外する。ただし、平均が60点以上となる提案がない場合は、合計点が最上位の企画提案者について委員が協議を行い、受託候補者として選定する。
- (4) 企画提案者数が1者の場合においても、選定委員会設置要領に基づき受託候補者を選定する。
- (5) 企画提案者には、合計点及び順位を記した「選定結果書」を、令和2年7月下旬（予定）に送付する。なお、審査結果に対する異議の申立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求

には応じない。

11 無効となる参加申込書類又は企画提案書類

参加申込書類又は企画提案書類が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- (1) 提出先、提出期限、提出方法に適合しないもの
- (2) 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 見積金額が、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積りが不適切なもの

12 失格とする企画提案者

(1) 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

- ア 本要領「4 業務規模（支払限度額）」の金額を超えた見積書を提出した場合
- イ 企画提案書類に虚偽の内容を記載した場合には失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(2) 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- ア 本要領に定める手続き以外の方法により、委員または関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合、又は不正な行為をしたと認められる場合
- イ その他選定委員会が不適格と認めた場合

13 契約に向けた流れ

(1) 仕様書の協議等

選定委員会で選定した受託候補者と上越市が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は受託候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合もある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は支払限度額を超えないものとする。

(3) 今後の日程

受託候補者との協議、契約締結 令和2年7月下旬（予定）

14 その他

(1) 企画提案書類に記載するイラスト、視覚的表現の程度によっては、選定委員会の判断により採点対象にならない場合がある。

(2) 企画提案書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。また企画提案者において、提出した書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、上越市の承諾を得ること。

<問い合わせ及び書類提出先>

〒943-8601 新潟県上越市木田 1-1-3

上越市 企画政策部 企画政策課 企画政策係 近川、藤村

TEL : 025-526-5111 (内線 1453、1452) FAX : 025-526-8363

E-mail : kikaku@city.joetsu.lg.jp